

深谷市工事等設計書における情報提供実施要綱

(平成26年3月18日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の入札に付され、市が発注する公共工事及び施設維持管理業務、植栽管理業務その他これらに類する業務の委託に係る金額を記載した設計書（以下「工事等設計書」という。）の情報提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる情報の範囲)

第2条 情報提供の対象となる工事等設計書は、当該工事等設計書に係る工事請負契約等が締結され、かつ、当該工事等設計書に記載された単価その他の事項について総務防災課長が別に定める条件を満たしているものとする。

(情報提供の申出)

第3条 工事等設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、当該情報を管理している課等の長（以下「課長」という。）に工事等設計書情報提供申出書（様式第1号）を提出するものとする。

(提供の方法)

第4条 工事等設計書の情報提供は、当該情報提供に係る工事等設計書の写しを交付し、又は閲覧に供することにより行うものとする。ただし、これらにより難しい場合は、電磁的記録の交付その他の方法により行うことができる。

(非公開情報の取扱い)

第5条 課長は、申出に係る単価の記載された工事等設計書に深谷市情報公開条例（平成18年深谷市条例第13号）第7条に規定する非公開情報が記録されていることが判明したときは、当該工事等設計書に係る非公開情報に該当する部分の情報提供を行ってはならない。

(申出件数の取りまとめ)

第6条 課長は、この要綱における情報提供の申出件数を情報提供

申出一覧表（様式第2号）により取りまとめ、総務防災課長に報告しなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、工事等設計書の情報提供に関し必要な事項は、総務防災課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月1日決定）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第 1 号

工事等設計書情報提供申出書

年 月 日

深谷市長

宛て

郵便番号

住所

氏名

法人その他の団体にあつては、
事務所又は事業所の所在地、名
称並びに代表者及び担当者の氏
名

電話番号

深谷市工事等設計書における情報提供実施要綱第 3 条の規定に基づき、次のとおり工事等設計書の情報提供を申し出ます。

開札日	件名	内容	提供の方法
			<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
			<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
			<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧
			<input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 閲覧

様式第 2 号

情報提供申出一覧表

総務防災課長 宛て

年度の工事等設計書に係る情報提供申出の状況は、次のとおりです。

部 課長

整理番号	受付日	申出者	件名	内容	提供した日	備考